		がないのか？ ④(b)のタイトルは「処置の要請」であるが、内容は「処置を講ずる」である。主語は？	
123	40:ページ	40ページには以下が記載されている。 「第２節 初動期 （１）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 市は、県が実施する定期的な感染症対策物資等の備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。 」 「第３節 対応期 （１）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 市は、県が実施する定期的な感染症対策物資等の備蓄状況の確認に協力し、市の備蓄状況等について必要な情報を県に提供する。 」 「初動期」と「対応期」は同じ文章であるにも関わらず、対応期の(1)のみ「確認等」と「等」が記載されている理由は何か？	いただいたご指摘を踏まえ、同趣旨の記載については用語や見出しの整合性を図り、より分かりやすい表現となるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
124	44ページ カ 埋葬・火葬の特例等	カ 埋葬・火葬の特例等 下記の追加は必要ないか？(d) あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
125	19ページ	19ページには、 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法第３４条及び入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として市対策本部を設置する。」と記載されている。 しかしながら、「市内の発生状況等を鑑み、国が緊急事態宣言を発令していない場合にあっても、必要に応じて市対策本部を設置することとします。」の追加記載は必要ないか？	市の実施体制については、法令に基づく対策本部の設置に加え、状況に応じた柔軟な庁内体制の整備を行うことが重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
126	7ページ 第３節 市行動計画の改定概要	「（４）実効性の確保 実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び市を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。 」と記載されている。その通り「実践的な訓練」が大切である。しかしながら、一般的に訓練では数や量に対する検討が不足となりがちである。 ・感染者や自宅療養者の人数(→対応者や準備品の不足)、 ・電話等による問い合わせの量(→回線不足)、 ・ワクチン接種者や予約者の人数(→システムダウンや対応者不足)、 ・休業補償の申請数(→処理対応人員不足)などが実際は多いのである。	より実践的な訓練を行う際は、想定される業務量や対応件数等に基づいたシミュレーションを実施することが有効であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

		①この点についてはシミュレーションなど実施して確認できないか？ ②通信の確保のため、保健所と入間市担当課間の ホットライン、入間市担当部署と県の担当部署間のホットラインは既に あると思うがどうか？	
127	第４章 ワクチン 第１節 準備期 第１項 目的 32ページ	32ページには、 「・・新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう国及び県や関係機関等との調整及び『県が「実施」する埼玉版FEMA等の訓練を「行う」』。 」と記載されている。 しかしながら、 ①主語が不明確である。主語は？ ②しかも『実施する』と『行う』の違いも不明確である。違いはなにか？ 　因みに、令和6年11月22日に埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を実施しているが、参加は、保健所設置市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市） のみであり狭山市さえ参加していない。 ③主語が入間市であるならば、「今後埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を『行う』」ことが現実的にできるのか？	訓練の実施主体や参加者のあり方がより分かりやすくなるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
128	第５章 保健 第２節 準備期 第１項 目的 36ページ	36ページには、 「市は、これらの機関と緊密に連携し、『感染症サーベイランス』等により、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等に関する情報共有を円滑に行う体制を『平時』から構築する」が記載されている。 　本案では、県行動計画13項目の中から『サーベイランス』の項を意図的に省いているが、 ①市は、『感染症サーベイランス』を『平時』から実施するのか？ ②市が実施する感染症サーベイランス等とは具体的には内容は何か？ ③感染症サーベイランス等を実施する部署はどこか？	感染症サーベイランスは、主に国や県、保健所等が担う役割ですが、市においても関係機関との必要な情報共有や連携が重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、市の役割が分かりやすくなるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
129	全体	本案「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」には、 「入間市健康福祉センター運営協議会」がでてこないようであるが、なぜか？	本計画は、新型インフルエンザ等対策全体の基本的な方向性を示すものであり、個別の附属機関等の全てを網羅的に記載する構成とはしておりません。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
130	第１章 実施体制 第１節 準備期 第1項 目的	16ページには、 「また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。」が記載されている。 ①『定期的会議』とは、 「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」のことか？	ご指摘のとおり、会議体の位置付けや運用の在り方が分かりやすいことは重要であることから、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

	16ページ	②『定期的会議』とは、年一回程度か？ ③「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」は条例で定めるのか？	
131	21ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第１節 準備期	「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドライン（令和7年8月策定）」「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン （第４章 国と地方公共団体等との連携）」の「（１）連絡体制 」には、「県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、発生前から、国及び市町村との間で、互いに窓口となる担当者を複数名設定しておく。また、緊急時の連絡先電話番号・メールアドレスについて事前に共有し、新型インフルエンザ等の発生時において、相互に直接連絡が取れるよう準備・更新しておく。」と示されている。 ①本案にも以下のように展開して反映すべきではないか？ 「市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、発生前から、国及び埼玉県との間で、互いに窓口となる担当者を複数名設定しておく。また、緊急時の連絡先電話番号・メールアドレスについて事前に共有し、新型インフルエンザ等の発生時において、相互に直接連絡が取れるよう準備・更新しておく。」	国や県との緊密な連絡体制の整備は重要であり、平時から関係機関との連絡調整が円滑に行えるよう備える必要があると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
132	32ページ 第４章 ワクチン 第１節 準備期	「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドライン（令和7年8月策定）」「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン 」には、「（１）ワクチンの接種に必要な資材 市町村又は県は、以下の表１を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。」 と示されている。 本案にも「表１ 予防接種に必要となる可能性がある資材」 を載せるべきでは？	接種に必要な資材の確認は重要ですが、具体的な資材の内容は国や県の方針、また接種方法によって変わる可能性があるため、本計画では方向性を示す記載としています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
133	12ページ （６） 一般の事業者	（６）一般の事業者 以下のガイドラインの存在を記載する必要はないか？ 事業者・職場における 新型インフルエンザ等対策ガイドライン https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/251420/jigyousyasyokuba.pdf	いただいたご意見につきましては、今後の参考資料づくりや周知方法の検討に活用させていただきます。
134	第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	「（１）新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 」の「ア」「イ」「ウ」の3つの項全てに下記文章が含まれている。そのため、全体に長くなり醜い。 「これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、	重複表現は誤解や分かりにくさを招く恐れがあるため、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

	第２項 所要の対応（１） 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 21,22ページ	市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。」 ①　まとめられないのか？ ②「ア」「ウ」は『これらの取組を』　　となっているが、「イ」 は『これらの取組等を』となっている。 相違の理由はなにか？	
135	第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第２節初動期 第３節対応期 23,25ページ	第２節と第３節における「第１項 目的 」の内容の内、下記部分がダブって記載されているため、長く醜い。 纏められないか？ 「具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。 その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供･共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。」 また、 目的については、第２節では、『個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与する』第３節では、『市は、当該感染症に関する全体像が分かるよう提供・共有する』ことを重点に示すことが重要である。	いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
136	7ページ （５）登録事業者 （６）一般の事業者 （７）市民	以下のように変更すべきである。 （５）登録事業者 （５）登録事業者 の役割 （６）一般の事業者 （６）一般の事業者 の役割 （７）市民 （７）市民の役割	いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
137	29ページ (b) 基本的な感染対策に係る要請等	「市は、県の要請を受けて、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること等の感染対策の取組の徹底について協力を要請する。」と記載されている。 しかしながら、県の行動計画に合わせて 「時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨」を加えるべきである。すなわち、 「市は、県の要請を受けて、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチ	基本的感染対策については、感染症の特性や国や県の方針等を踏まえ、必要な内容を周知することが重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

		ケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、又は徹底への協力を要請する。」に変更する。	
138	12ページ （７）市民	以下の内容を欄外にでも記載の必要はないでしょうか？ 「食料品の備蓄については、農林水産省が家庭における食料品備蓄の目安を示すために『新型インフルエンザに備えた家庭用食料品備蓄ガイド』を作成しているため、参照されたい。また、厚生省が『個人、家庭及び地域における 新型インフルエンザ対策ガイドライン 』を作成しているため、合わせて参照されたい。」	市民の皆様が参考にできる資料を示すことは有効であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の周知資料づくりに活用させていただきます。
139	35ページ （３）副反応疑い報告等 イ 健康被害に対する速やかな救済	「 市は、国及び県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。 」と記載されているが、 　周知だけでなく、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインに基づいて救済のため以下を追加してはどうか？ 「市は、予防接種健康被害救済制度の申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。」	健康被害救済制度については、対象となる方が適切に手続を行えるよう、制度の周知に加え必要な相談対応を行うことが重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
140	第１節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 4ページ	一番重要な部分なのに非常に見づらいので、『目的』とそれを実現させる『戦略』を下記のように分りやすく充実させる。 「（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する ①　基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。 ②　流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ③　適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。 （２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする ①　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。 　②　地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。 ③　業務継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。」	第1節は計画全体の基本的な考え方を示す重要な部分であり、分かりやすい構成とすることが不可欠であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

141	17ページ 第１章 実施体制 　第１節 準備期 イ 36ページ（２） 業務継続計画を含む体制の整備	例えば、以下の文章を追加するべきである。 「業務継続計画は、各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行えるように予め計画する。」	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
142	34ページ 第３節 対応期 第２項 所要の対応 （１）ワクチンや接種に必要な資材の供給	「ワクチン等の流通体制の構築 　県は、国の要請を踏まえ、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。」が記載されている。 　すなわち、項目名称は『ワクチンや 接種に必要な資材の供給 』であるにも関わらず、(県が行う)ワクチンのことしか記載されていないため、例えば下記を追加してはどうか？ 「市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室やプライバシーを配慮した接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。」	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
143	4,5ページ 第１節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	今回の改定では、被害想定に基づいて必要な医療機関や検査数を算出するのではなく、最初に枠を決めた上で対策を立てる形になっている。従って、枠があやふやでは、対策は原理的に不可能である。 入間市における各想定枠を教えてください？ 　①死者のピーク人数 　②要入院重症者のピーク人数 　③在宅療養者のピーク人数　など	新型インフルエンザ等の被害規模は、病原体の性状や流行状況等により大きく異なるため、本計画において固定的な想定値を示すことは困難です。 実際の対応に際しましては、国や県が示す情報等を踏まえ、市として状況に応じた必要な対策を講じてまいります。
144	13,14ページ （３）DX （デジタル・トランスフォーメーション）の推進	新型コロナ禍では、コンピューター化していてもデータ入力するマンパワー不足のため、実際患者データは全てのデータが揃ってから揃った順にファックスで送られた。情報遅延の元凶になった。 　　DXとして、データ入力のマンパワーが不要、または大幅削減可能なシステムを構築しないと、いざという時に役に立たないことに留意して(当面はDXに過度な期待はしないで)いただきたい。	DXの推進に当たっては、現場の負担軽減や実効性の確保が重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、実務に即したデジタル技術の活用を図ってまいります。
145	全体	発生確率が十年から四十年に一度程度のイベントリスクに備えようとするあまり、地域事情に即した細やかな行政が日常的に困難となる恐れを軽視しないでいただきたい。	感染症対策と日常の行政サービスの両立は重要であると認識しています。 本計画においても、業務継続の観点を踏まえながら、必要な体制整備を進めます。

146	23ページ イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	市と市民の間での 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 については記載されているが、市と県、市と国の間での 双方向のコミュニケーションの体制整備についてはどうなっているのか？	国や県との緊密な情報共有及び連携は極めて重要であり、本計画においてもその前提で内容を整理しています。 いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
147	全体	新型コロナ禍で、独自の取組を実施した自治体の例も参考にして欲しい。 例を下記に示す。 東京都や神戸市 ・予約なし接種、接種券無し接種が可能な会場の開設 杉並区や神戸市 ・介護者がコロナ陽性・入院した場合、介護を受けていた障害者等の一時受け入れ施設を開設、生活を支援 生駒市、飯塚市 ・外出自粛中の高齢者向け買い物代行 周南市 ・自治体内を巡回し、早期接種・追加接種を奨励 滋賀県 ・若年層への接種促進のため夏休み期間の接種の先行予約を受付け	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
148	第４章 ワクチン 第１節 準備期 32ページ	（ワクチンロス対策と公平性） 　接種会場等での接種予約のキャンセルなどでワクチンが余った場合ですが、このワクチンは保存が効かないため、これを、すぐに他の誰かに接種しなければ、これを廃棄することになります。このため、感染拡大防止の鍵となる貴重なワクチンの有効活用の観点から、新型コロナ禍の際では厚生労働省は、余ったワクチンについて、「別の者に接種できる方法を各自治体が検討する」としていました。 　市が、住民に対して、余ったワクチンの接種対象者や順位などの基準や内容を明確にし（当然接種場所により異なる）、かつ、事前に、その基準等に係る市の事前の公表や周知を十分に行わなければ、公平・公正さに疑問が生じ、フェイクのネタにもなってしまうと思われます。	余剰ワクチンの取扱いについては、公平性や透明性に配慮した運用が重要であると認識しています。 具体的な対応については、国や県の方針や実施時の状況等を踏まえて検討します。
149	21～27ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	一般国民に対する感染対策の呼びかけについては、最新の科学的知見に基づいた内容を国として発信することは必要不可欠である一方で、国民一人ひとりに感染対策を自分事としてとらえていただくためには、地域ごとの感染流行の動向や特徴に応じた呼びかけを行っていくことが重要である。 　市においても、それぞれの役割の中で、「首長の知名度や情報発信力を活用した呼びかけ」を行っていくことが効果的であり、そのことを本	市民の皆様に分かりやすく情報を届けるためには、様々な発信手段を活用することが重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の情報発信の参考とさせていただきます。

		案に記載して欲しい。	
150	第１章 実施体制 16～21ページ	新型インフルエンザ有事における市役所本部と健康センター間での、すなわち部署間で発生するであろう業務量や温度差の解消についての対策は？	感染症有事において、関係部署間で緊密かつ円滑な連携を図ることは重要であると認識しています。 庁内体制の整備や迅速な情報共有を通じて、適切な対応に努めまいります。
151	第１章 実施体制 第１節 準備期 16、17ページ	危機事象に伴って新たに発生する業務に対して、適切に必要人員を割り出して速やかに専従できる組織体制を平時から整備することが何より重要。兼務とかではなくて、専従できる組織体制を作らないと、意思決定が一つのラインで上がっていかない。 　さらに、計画的人事交流などにより可動的な割り振りができるようにしておくと他部署と一緒にできることも増え、すり合わせなども有事に際しやりやすくなる。 上記のことを追加記載して欲しい。	感染症有事においては、必要な人員を確保し、機動的に対応できる体制づくりは重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の体制整備の参考とさせていただきます。
152	第１章 実施体制 第１節 準備期 17,18ページ	業務委託に関しても平時において考えておくべきではないか？ 　例えば、 「業務委託に関する体制整備 ・委託先の開拓とともに、行政でしかできないこと、行政でなくてもできることについて明確化しておく。」など	行政が担う業務と外部に委託できる業務を整理し、必要に応じて民間事業者等の外部資源を活用できるようにしておくことは有効であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
153	21～27ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市内事業者に向けた以下の情報伝達手段を活用しているか？ 1．デジタル情報伝達（迅速・双方向） ・事業者向けメールマガジン：補助金、セミナー、経営相談窓口の開設などを一斉に送信できる標準的な手段。 ・LINE公式アカウント：登録事業者に対しプッシュ型で即時性の高い通知配信。 ・市ホームページの専用ページ：経済産業課や産業振興関連のページに事業者向け情報を集約。 ・SNS：イベント情報やイベント開催可否、緊急の産業施策を配信 ・デジタル地域情報アプリ：自治体情報提供アプリやコミュニティFM連携アプリなどを活用。 2．アナログ、対面情報伝達（確実・詳細） ・FAX一斉送信：IT環境が整っていない小規模事業者を含め、最も確実に情報を届けられる手法。	事業者への情報提供に当たりましては、対象や状況に応じた複数の手段を活用することが重要であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の情報発信の参考とさせていただきます。

		・広報誌・パンフレット郵送：定期的な情報や重要施策リーフレットを直接配送 ・商工会議所・商工会を通じた周知：地元事業者との結びつきが強い団体を通じて、情報やチラシを配布・掲出。 ・個別訪問（直接対話）：産業振興担当職員による中小企業への巡回・聞き取り調査、BCP策定支援。 ・街頭の掲示板・産業系施設：地域防災拠点や市内商工施設にパンフレット設置	
154	第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第１節 準備期 22ページ ウ 偽・誤情報に関する啓発	本案には、『ウ 偽・誤情報に関する啓発 』 として「市は、感染症危機において、・・AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、・・」が記載されている。 　特に、Aiは今後ますます身近なものになっていく。 　しかしながら、Aiはアルゴリズムによる偏った判断や差別的取り扱いを産みかねないリスクが常につきまとっている。 　しかも、受け手はそれに気がつかない危険性をはらんでいる。 従って、Aiに対しては 『ウ 偽・誤情報に関する啓発 』という点だけでなく 『イ 偏見・差別等に関する啓発』の点での注意喚起も普段から必要である。	AIを含む情報環境の変化に伴い、偽・誤情報への対応に加え、偏見・差別の防止も重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
155	ワクチン 第４章 ワクチン 第１節 準備期 ウ 住民接種 32,33ページ	新型コロナ禍では、ワクチン予約に際し、 「電話をかけても予約が取れない、電話がそもそもかからない、ネットはすぐに枠がなくなってしまう」という状態が全国で発生した。 　また、「昼休みしかスマホにアクセス出来ない、電話できない」という人は予約に困難を極めたという話を聞いた。 少し遠い医療機関でしかもかなり先しか予約がとれない、都合の良い時間帯が空いていないという状態も続いた。 　このような状態が出来るだけ生じないように、予め平時からシミュレーションなどで方策を考えていて欲しい。	円滑な予約受付体制を整備することは重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、平時からの準備や訓練の参考とさせていただきます。
156	第１章 実施体制 第１節 準備期 16ページ	前回の新型コロナ禍において、大津市役所では新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染の連鎖を断ち切るため４月25日から５月６日まで本庁舎が閉鎖された。 　そのような異常事態が発生しないような対策を建てるべきだが、最悪の事態を想定しておかなくてはならないことは、原発災害での教訓である。従って、本庁舎閉鎖事態を含め対策を予め建てておいていただきたい。	庁舎機能に影響が生じた場合も含め、行政機能を継続できるよう備えることは重要であると認識していますので、業務継続の観点から必要な体制整備に努めます。

157	第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第１節 準備期 第２項 所要の対応 （１）新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 21ページ	いろいろ考える前に、先ず、以下のパンフレットを広めることから始めたらどうか？『いまから備える次の感染症危機 』 内閣感染症危機管理統括庁 令和７年11月発行 https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/kansensyo_QA.pdf	国が作成した分かりやすい資料を活用することは、市民への周知に有効であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の周知方法の参考とさせていただきます。
158	46ページ～ 用語集	本案には「保健所等」「保健所や衛生研究所等」という文言が複数箇所に出ているが、「等」とは何を示すのか不明である。また、「保健所等」と「保健所や衛生研究所等」の違いも分からない。 　従って、用語集に「保健所等」「保健所や衛生研究所等」を追加する。 　なお、本案には「等」が乱用されており分かりにくい。 例）新型インフルエンザ等感染症等(38ページ) 　　感染症試験研究等機関等(17ページ)	より分かりやすい内容となるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
159	第４章 ワクチン 第２節 初動期	以下を追加してはどうか？ 　「感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。」	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
160	第４章 ワクチン 第２節 初動期	以下を追加してはどうか？ 「 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができることや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。」	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
161	全体	本案には、 「感染拡大のペースを抑制し」と記載された箇所と、 「感染拡大のスピードを抑制し」と記載された箇所がある。 　相違はなにか？	より分かりやすい内容となるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

162	第５章 保健 第３節 対応期 第２項 所要の対応 38ページ	38ページには、 「イ 健康観察及び生活支援」 「 市は、県及び保健所と連携し、医師からの届出により把握された患者等について、症状の程度、感染症の特徴等を踏まえた療養の実施に協力する。 また、県等と情報や・・パルスオキシメーター等の物品提供に努める。」が記載されている。 ①「初動期」に「パルスオキシメーター等の物品」の記載はなく、準備や確保、電池や動作のチェック、(場合によっては業者との在庫・保管・納入打ち合わせ)など、の記載もないのは何故か？ ② 上記「物品」は全て保健所または県が準備や確保するので市は調達には関与しないと考えて良いのか？ ③「第６章 物資 」には「パルスオキシメーター等」が出てこないが、含まれているのか？ ④別途詳細リストを作成して本案に添付しておかないといろいろ漏れがでると考えるがどうか？	療養支援に必要な物品の確保や迅速な提供体制は重要であると認識しています。 具体的な役割分担や物資の管理については、県や保健所等との連携を踏まえ、必要な整理を行います。
163	全体	市長の1期目公約である「入間市RISE UP宣言 」には、「感染症対策本部（入間版CDC）の設置」 「感染症対策を一体的に担う常設の司令塔「感染症対策本部（入間版CDC）」を設置します。平時には政策立案、調査・分析、ガイドライン作成を行い、感染拡大の局面では感染症対策の専門家の助言をもとに、医療体制の確保や入院調整等、必要な対応にあたります。」とあったが、「感染症対策本部（入間版CDC）の設置」と本案の関係は？	本計画は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方向性を示すものであり、個別の組織体制や具体的な施策との関わりについては、今後の取組の中で整理します。
164	第２節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 (2)6ページ	6ページには、 「また、新型コロナの初期には、県と連携して、県内及び市内への侵入対策等に取組むことも重要である。」と記載されている。 なぜ、「新型インフルエンザ」ではなく「新型コロナ」なのか理由が不明であるなぜか？	当該箇所は、新型コロナ対応の経験を踏まえた一例として記載しているものです。 いただいたご意見を踏まえ、より分かりやすい内容となるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
165	（２） 県及び市の役割 11ページ	「【市】 市は、住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとと・・」と記載されている。 本案は「地域の実情に応じた計画」でなくてはならないが、「地域の実情」とは具体的になにを示しており、本案にどのように反映させていますか？	関係機関との連携体制をはじめ、庁内体制の整備、市民への的確な情報提供、ワクチン接種体制の確保、市民生活の支援等、市が担うべき重要な役割については、市独自の実情を踏まえた上で計画に反映しています。 今後も、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めてまいります。

166	ワクチン 予防	・危険性についてもっと市民に示してほしい。速やかに接種より慎重に接種後の救済は速やかにいかないので ・日々の免疫を整える情報を示し、インフルエンザ以外にも病気全般の予防となるのでは	ワクチンに関する情報提供については、有効性及び安全性の双方について、国や県の示す科学的知見等に基づき、分かりやすく適切に周知することが重要であると認識しています。 また、日頃の健康管理や感染予防に関する情報提供についても努めてまいります。
167	リスクコミュニケーション 物資	・タミフルなどの抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたっては、嘔吐、動悸、幻覚など副作用について患者の不安を払拭するために、十分なインフォームドコンセントが必要です。医療機関に対して、インフォームドコンセプトの重要性を周知徹底してください。なぜならば、インフルエンザでは特に子どもの異常行動が多数報告されており、継続的注意喚起と調査が行われているからです。 ・麻黄湯や葛根湯など効果が確認されている漢方薬なども、感染症対策物資として十分に備蓄して下さい。	医薬品の使用に当たっては、医療機関において患者への適切な説明が行われることが重要であると認識しています。 なお、医薬品の備蓄や投与に関しては、国や県の方針や医療機関の判断に基づく事項であるため、本計画ではそれらを踏まえた市の基本的な役割を示しています。
168	第３部第２章情報提供・リスクコミュニケーション 第４章ワクチン	【意見】行動制限をする場合は、その必要性と期限を明確にし、人権への影響を最小限に留める具体的な策を記載すべきです。 【理由】前回のパンデミック対応では、どのような科学的根拠に基づいて行動制限が決定されたのか、不透明な部分がありました。例えば外出自粛制限ですが、制限によって社会的弱者は困窮し、制限による経済損失への補償はも発生しました。市内にも職を失ったり、普段の生活を送れなくなる人達が増え、市の運営にも支障があったかと存じます。 現在も、コロナウイルス、新型インフルエンザは流行していますが、５類になったころでコロナ禍のような厳しい制限、自粛をせずとも普段どおりの生活を送れています。たとえ緊急事態宣言が出されたとしても、行動制限をする際、市には国や県の決定を鵜呑みにするのではなく、議事録の即時公開や、多様な分野の専門家による多角的な議論を経た上で考えてほしいです。 【意見】ワクチンの効果とリスク、最新の知見に基づいた正確な情報、使われる税金について隠さず公開する体制を強化してください。 【理由】感染予防効果、持続期間や副反応のデータなど、国民が自ら判断できる材料を公平に提供することが、接種の納得感に繋がります。 当初は２回の接種で良かったはずですが、その後変異株に対応するためと回数が増えていきました。変異株に対応するためとはいえ多く打ち過ぎているように思います。新型コロナワクチン接種が始まってから発生した健康被害や接種後の死亡したケースは決して少なくありませんが、その間も市は接種を促しており疑問に思います。また、接種する病院には報酬も出されました。こういった情報提供も公開して欲しいです。	行動制限を含む対策については、市民生活への影響を考慮し、法令に基づき、必要性や有効性、人権への配慮、社会経済への影響等を総合的に勘案し、必要最小限となるよう実施することが重要であると認識しています。 また、ワクチンに関する情報についても、国や県の示す科学的知見等に基づき、分かりやすく適切な情報提供に努めます。

169		○意見１：基本的な感染対策としてマスク着用等が、新型インフルエンザ等の感染拡大防止に大きく寄与するという科学的根拠が決定された時期と経費を明記してください。 ○意見２：日本国憲法第２１条に関わることなので、偽・誤情報の定義をしっかい明記してください。また、新型インフルエンザ等が発生した時に、誰が、いつの時点で、どのような基準で、どのような経緯で偽・誤情報と判断するのか、具体的に明記してください。 ○意見３：新型インフルエンザ等感染症については、小学校入学と同時に感染症から身を守るための正しい知識と行動を学ぶ教育が必要です。小学校は集団生活の場であるため、感染症が発生すると感染がすぐに広がり、教育活動に大きな影響が出るので、「こどもまんなか社会」の実現を目指している入間市として、どのような感染症予防教育を実施しているのか、詳しく明記してください。 ○意見４：感染症対策物資等に関する窃盗、感染症の発生に便乗した特殊詐欺等、火事場泥棒的な犯罪への処罰という市民生活及び地域経済の安定の確保に最も重要なことについて、一言も言及がありません。入間市には、治安の維持及び安全の確保に向けた危機管理意識がまったくないと思われてしまうので、埼玉県警察と緊密に連携して適切な措置を講ずるとしっかり明記してください。また、新型インフルエンザ等対策会議には、常時狭山警察署長を出席させて、犯罪の防止等についての意見を求めるようにしてください。	基本的な感染対策や偽・誤情報への対応、感染症予防教育、防犯に関する連携等については、いずれも重要な視点であると認識しています。 本計画は新型インフルエンザ等対策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な内容については、国・県の方針、関係機関との連携、実施時の状況等を踏まえて柔軟に対応してまいります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
170		50ページにもわたる壮大な計画を作成するものは結構だが、市民の方々に最も理解してもらいたいポイントは何なのか、さっぱりわからない。これでは、相互理解を深めるための双方向のコミュニケーションではなく、一方通行のコミュニケーションではないか。市役所の職員だけが理解できる計画ではなく、市民一人ひとりが理解できる簡潔で分かりやすく内容となる計画を、再度作成してもらいた。その後、イラストを用いた要約版を作成し、市民の方々の理解を深めるために、各世帯に配布してもらいたい。市民の方々に分かりやすく質の高い情報を提供することが、責任ある市役所の役割です。貴重なご意見として承りますと聞き流すのではなく、市民一人ひとりが容易に理解できる計画の作成に挑戦しない市に未来はありません。	市民に分かりやすく情報を伝えることは重要であると認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、効果的な広報の内容について、検討します。